

施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日
一部改訂 令和2年10月2日
一部改訂 令和2年12月1日
公益財団法人品川文化振興事業団

公益財団法人品川文化振興事業団(以下「事業団」)は、政府の「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)等にもとづき、事業団が管理する施設における感染症対策としてすでに定めていたガイドラインを改訂します。

施設ご利用の際には、本ガイドラインと、最終頁に掲載している「参考資料」の「事務連絡」および「業種別ガイドライン」をあわせてご確認いただくよう、お願いします。

なお、本ガイドラインは、今後の品川区内の感染状況や国、東京都および品川区の方針変更に伴って、適宜改訂します。

1 基本方針

事業団の管理する施設内では、全ての人*が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、いわゆる「3つの密」**を避け、手洗い・手指の消毒・マスクの着用など、「新しい生活様式」における感染防止策を遵守するものとします。

*全ての人:利用代表者、事業(コンサート、演劇、講演会等の「公演」や、イベントを含む。以下同じ。)主催者、事業関係者、来場者(公演を鑑賞するなど事業に参加するために来場する者)、利用者、事業団職員(以下「施設管理者」)、清掃や管理業務等委託先従事者(以下「従事者」) 等
**「3つの密」:密閉(換気の悪い密閉空間)、密集(多くの人が密集する場所)、密接(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面)

2 事業団が実施する感染防止策

- (1)館内の定期的な清掃、換気
- (2)施設内の不特定多数が触れやすい場所(他者と共有する物品やドアノブ、手すりなど)の消毒
- (3)施設の入口・受付等に、手指消毒用の消毒液を設置
- (4)施設の受付に、飛沫感染対策の亚克力板を設置
- (5)施設内のエレベーターやベンチ、ホワイエ、通路等に、人が密集しないよう、掲示ないし表示
- (6)厚生労働省接触確認アプリ(COCONA)のQRコードを施設入口等に掲示
- (7)職員・従事者の健康管理の確認を徹底
 - ・マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底し、毎朝検温および体調確認

- ・発熱等の症状があった場合は、自宅待機
- (8)事業団が実施する感染防止策について、事業団ホームページや配布物、施設内掲示等でお知らせ

3 利用代表者および事業主催者が遵守すべき感染防止策

施設利用代表者・事業主催者は、事業団と連携・協力し、施設利用に関わる全ての人に対し、以下の「基本的な感染防止策」を周知するとともに、必要となる措置を講じてください。

注)事業主催者は、別紙「ホール系施設を利用する皆様へのお願い」もあわせてご確認ください。

【基本的な感染防止策】

(1)マスクの原則常時着用

飛沫の飛散が相当程度抑制可能であることから、マスクを常時着用してください。

○マスクを着用されない方には、個別にお声がけ(注意)願います。

○注意してもご着用いただけない場合、施設利用をお断りする場合があります。

健康上の理由によりマスクを着用できない場合、舞台表現上困難な場合等は、周りのお客様が安心して安全に施設をご利用いただけるよう、飛沫感染防止に必要な、マスク着用の代替措置を講じてください。

(2)入館時の手指消毒、入館後のこまめな手洗いの徹底

(3)施設内での会話の抑制、咳エチケットの励行

(4)相互の社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保

人と人との間隔を最低1m(できれば2m)あけて利用してください。

(5)利用人数の制限

収容定員の半分以下で利用してください。

ただし、当面令和3年2月末までは、感染リスクが少ない場合*に限り、利用人数(配席数)の制限を定員までに緩和することができます。

「感染リスクが少ない場合」とは、来場者が大声を出さず、歌唱等を行わず、食事等をせず、マスク着用100%で施設を利用する場合です。

・参照資料:内閣官房通知「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」

収容人員の定めがない場合は、ソーシャルディスタンスを確保しご利用ください。

(6)飲食の自粛を要請

飲食を伴う利用は、引き続き、当面の間、自粛*をお願いします。

飲食の「自粛」は、一時的な水分補給をのぞきます。

(7)十分な換気の確保

①ホールでは、公演等の前後や休憩時間に、ドアを開放してください。

②会議室等諸室では、30分に1回を目安に、窓およびドアを開け、十分な換気を行ってください。

(8)施設利用者名簿の作成

施設利用者名簿(または来場者名簿)を作成し(様式自由、参考様式を配付)、利用終了後一定期間(概ね1か月間)保存してください。また、こうした情報が

必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。

(9)ヘルスチェックリストの活用

ヘルスチェックリストを活用して、利用者・来場者等の体調確認をお願いします。

(10)体調不良者の来館控えを周知

来館前の検温を奨励し、以下のいずれかに該当する場合は来館を控えるよう、ご周知ください。

①検温の結果、平熱よりも明らかに高い発熱がある場合(例えば、平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上の熱があった場合)

②下記の症状等に該当する場合

・咳、呼吸困難、全体倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状

・PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者と濃厚接触がある場合 等

○チケットの振替・返金

来館を控えてもらうケースを事前に十分周知し、チケット等を販売する場合は、発売に先駆け、来館を控えた場合の他日への振替や返金など、対応方法をHP等で周知してください。

(11)厚生労働省の接触確認アプリ(COCONA)など通知サービスの活用を促進

(12)施設管理者との事前協議

ホールを利用する事業主催者は、本ガイドラインおよび別紙「ホール系施設を利用する皆様へのお願い」を確認の上、新型コロナウイルス感染防止策について、施設管理者と事前に協議してください。

(13)本ガイドラインに記載がない場合でも、事業団が行う新型コロナウイルス感染防止策にご協力をお願いします。事業団が事業を実施する場合は、事業主催者としての感染防止策にも取り組みます。

4 利用者および来場者が遵守すべき感染防止策

「基本的な感染防止策」、特に以下の事項にご協力をお願いします。

注)詳しくは3利用代表者および事業主催者が遵守すべき感染防止策【基本的な感染防止策】参照

(1)マスクの原則常時着用

(2)入館時の手指消毒、入館後のこまめな手洗いの徹底

(3)施設内での会話の抑制、咳エチケットの励行

(4)ソーシャルディスタンスの確保

(5)体調不良者の利用禁止

来館前の検温をお願いします。また、3(10)のいずれかに該当する場合は、利用を控えてください。

(6)飲食の自粛

飲食を伴う利用は、引き続き、当面の間、自粛*をお願いします。

飲食の「自粛」は、一時的な水分補給をのぞきます。

(7)厚生労働省の接触確認アプリ(COCONA)など通知サービスの活用を検討

(8)本ガイドラインに記載がない場合でも、事業団が行う新型コロナウイルス感染防止策にご協力をお願いします。

【参考資料】

○「事務連絡」

・内閣官房通知「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」

令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

○「業種別ガイドライン」

・「施設」に関すること：公益社団法人全国公立文化施設協会(以下「公文協」)

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」(令和2年9月18日付け)

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005151300_02.pdf

・「団体」に関すること：緊急事態舞台芸術ネットワーク

「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年9月18日付け)

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202000702_01.pdf

・「クラシック音楽公演」に関すること：クラシック音楽公演運営推進協議会

「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年9月18日付け)

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202006171800_01.pdf

・「合唱」に関すること：一般社団法人全国合唱連盟

「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン第1.1版」(令和2年9月8日付け更新)

https://jcanet.or.jp/JCAchorusguideline-ver1_1.pdf

・「公民館」に関すること：公益社団法人全国公民館連合会

「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年10月2日付け一部改訂)

https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20201002_02guide_ver03.pdf

・「美術館」に関すること：公益社団法人日本博物館協会

「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日付け)

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005151300_01.pdf

・「体育施設」に関すること

スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和2年9月29日付け改訂)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-0007106_1.pdf